

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 8月 7日

松江地方裁判所浜田支部

裁判所書記官 角 森 孝 雄

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 8月 29日 午前 9時00分から 令和 7年 9月 5日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 9月 11日 午後 1時10分 場 所 松江地方裁判所浜田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 10月 8日 午後 3時00分 場 所 松江地方裁判所浜田支部
特別売却 実施期間	令和 7年 9月 12日 午前 10時00分から 令和 7年 9月 12日 午後 3時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 8月 7日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 210, 000 968, 000	一括	242, 000	23, 110	0
1	480, 000				
2	730, 000				



物 件 目 録

1 所 在 益田市七尾町

地 番 イ 4 1 4 番 5

地 目 宅地

地 積 1 0 5 . 1 2 平方メートル

共有者 A 持分9分の3

共有者 B 持分9分の1

共有者 C 持分9分の1

共有者 D 持分9分の1

共有者 E 持分9分の3

2 所 在 益田市七尾町イ 4 1 4 番地 5

家屋 番号 イ 4 1 4 番 5

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 7 2 . 2 7 平方メートル

2 階 4 4 . 6 2 平方メートル

(現況)

構 造 木造瓦・瓦棒葺 2 階建て

共有者 A 持分9分の3

共有者 B 持分9分の1

共有者 C 持分9分の1

共有者 D 持分9分の1

共有者 E 持分9分の3



物 件 明 細 書

令和 7年 6月13日

松江地方裁判所浜田支部

裁判所書記官 角 森 孝 雄

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件共有者 A, 同 B, 同 C, 同 D 及び同 E が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 益田市七尾町

地 番 イ 4 1 4 番 5

地 目 宅地

地 積 1 0 5 . 1 2 平方メートル

共有者 A 持分 9 分の 3

共有者 B 持分 9 分の 1

共有者 C 持分 9 分の 1

共有者 D 持分 9 分の 1

共有者 E 持分 9 分の 3

2 所 在 益田市七尾町イ 4 1 4 番地 5

家屋 番号 イ 4 1 4 番 5

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 7 2 . 2 7 平方メートル

2 階 4 4 . 6 2 平方メートル

(現況)

構 造 木造瓦・瓦棒葺 2 階建て

共有者 A 持分 9 分の 3

共有者 B 持分 9 分の 1

共有者 C 持分 9 分の 1

共有者 D 持分 9 分の 1

共有者 E 持分 9 分の 3



令和 7 年 (ケ) 第 1 号
令和 7 年 4 月 1 4 日受理
令和 7 年 5 月 1 5 日提出

現況調査報告書 写

松江地方裁判所浜田支部
執行官 澤 江

学

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 益田市七尾町
- 地 番 イ 4 1 4 番 5
- 地 目 宅地
- 地 積 1 0 5 . 1 2 平方メートル
- 共有者 A 持分9分の3
共有者 B 持分9分の1
共有者 C 持分9分の1
共有者 D 持分9分の1
共有者 E 持分9分の3
- 2 所 在 益田市七尾町イ 4 1 4 番地 5
- 家屋 番号 イ 4 1 4 番 5
- 種 類 居宅
- 構 造 木造瓦葺2階建
- 床 面 積 1階 7 2 . 2 7 平方メートル
2階 4 4 . 6 2 平方メートル
- 共有者 A 持分9分の3
共有者 B 持分9分の1
共有者 C 持分9分の1
共有者 D 持分9分の1
共有者 E 持分9分の3



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	益田市七尾町イ414番地5 (住居表示 ☐ あり ☒ なし)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者(AないしE) ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を共有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: 居宅 ☒ 構造: 木造瓦・瓦棒葺2階建 ☐ 床面積: 1階72.27㎡ 2階44.62㎡		
物件目録にない附属建物 ☐ 登記あり ☐ 未登記	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者(AないしE) ☐ その他の者() 上記の者らが本建物を 居宅 として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関 係 人 の 陳 述 等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ A (共有者)	本件建物には母のFが住んでいましたが、母は亡くなり相続人が相続をしました。現在は誰も住んでいません。 本件建物内には母の動産がたくさんあります。ある程度は片付けたいと思っていますが、全部は片づけられないと思います。動産の所有権は放棄しますので、買受人の方に処分いただければと思います。

執行官の意見

(占有等)

前述の通りである。

(物件)

本件土地の公図は不正確であるが、本件土地には地積測量図がある。地積測量図は現地とほぼ符合していた。

本件建物は経年による劣化があり、床も緩い部分がみられた。

本件建物の1階床面積は、トイレ付近で僅か(約0.5㎡くらい)であるが一部床面積から除かれる部分があった。市の課税図面の床面積の計算は、この部分の床面積を除いて計算されていたが、全体の床面積は登記面積よりむしろ多い面積となっていた。これらを総合的に考慮し、登記面積は減じるまでもなく、公簿どおりとした。

(接道)

本件土地は、幅員約5.5mの市道に接している。

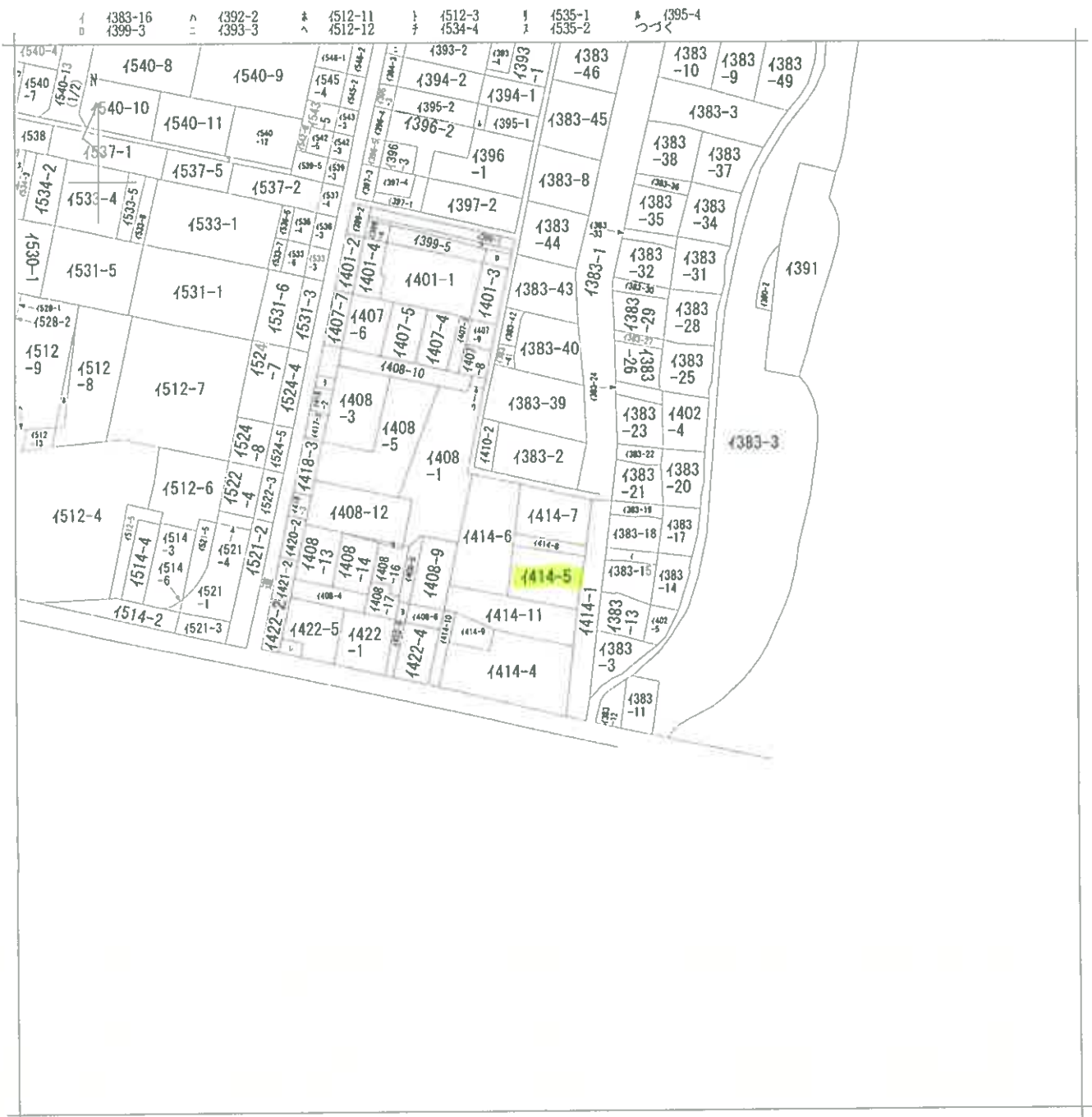
(注釈)

本報告書は、あくまでも現況調査時に関係人等から得た情報に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵、その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所	調査の方法等
R7年4月15日(火) 13:00 ～13:10	執行官室	電話(A)
R7年4月23日(水) 11:30 ～11:40	松江地方法務局	登記簿謄本, 公図, 建物図面等交付申請
R7年4月24日(木) 15:55 ～16:15	物件所在地(1)	物件調査, 占有調査, 計測, 写真撮影
R7年4月25日(金) 12:50 ～13:25	物件所在地(2)	物件調査, 占有調査, 計測, 写真撮影, 評価人同行、立会人同行
同 日	郵便局	鍵の返送(410円)
(特記事項)		
R7年4月25日(金) 不在が予想されたので、立会人を同行して臨場した。		



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	益田市七尾町			地番	1414番5		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧上台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(松江地方法務局益田支局管轄)

令和7年4月22日

松江地方法務局

請求番号：3-1

登記官

(1/2)

縮小約70%
(A3→A4に縮小)

公用

(6枚目)

イ 4399-6
ロ 4408-11
ハ 4408-15
ニ 4408-7
ホ 4409-2
ヘ 4422-6
セ 4540-14
テ 4540-6

登記年月日：昭和43年1月29日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(松江地方裁判所松江支部管轄)
令和7年4月22日 松江地方裁判所

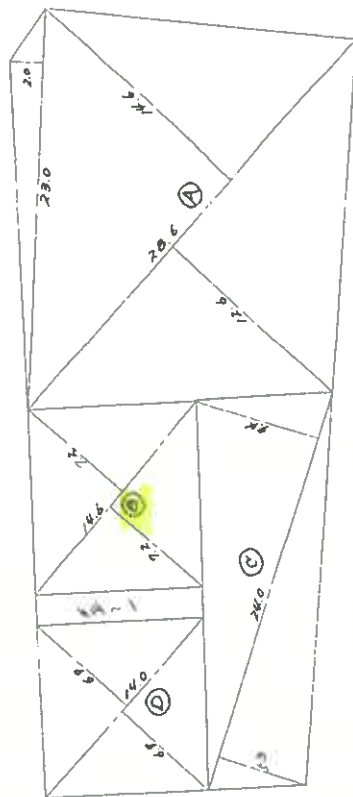
前	1414-1	新	1414-1
地	1414-9-7	番	1414-9-7
土地の所在	益田市大字上平		

0103110

地積測量図

昭和43年1月29日登記

昭和60年6月24日44-4-14(414-4-14)1/10分筆
414-4-14(414-4-14)1/10分筆



④ 414-4-14 求積

$$\begin{aligned} 23.0 \times 2.0 &= 46.00 \\ 28.6 \times 14.6 &= 417.56 \\ 28.6 \times 12.6 &= 360.36 \\ \hline &823.92 \end{aligned}$$

$$\frac{823.92}{2} = 411.96$$

⑤ 44-4-5-1 求積

$$\begin{aligned} 14.6 \times (7.2 + 7.2) &= 210.24 \\ \frac{210.24}{2} &= 105.12 \end{aligned}$$

⑥ 44-4-6-1 求積

$$\begin{aligned} 14.0 \times (6.9 + 6.9) &= 193.20 \\ \frac{193.20}{2} &= 96.60 \end{aligned}$$

⑦ 44-4-6-1 求積

$$\begin{aligned} 24.0 \times (5.3 + 7.4) &= 304.80 \\ \frac{304.80}{2} &= 152.40 \end{aligned}$$

縮小約70%
(A3→A4に縮小)

登記年月日：昭和47年9月29日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(松江地方方法務局益田支局管轄)
令和7年4月22日 松江地方方法務局 書記官

登記官

(9枚目)

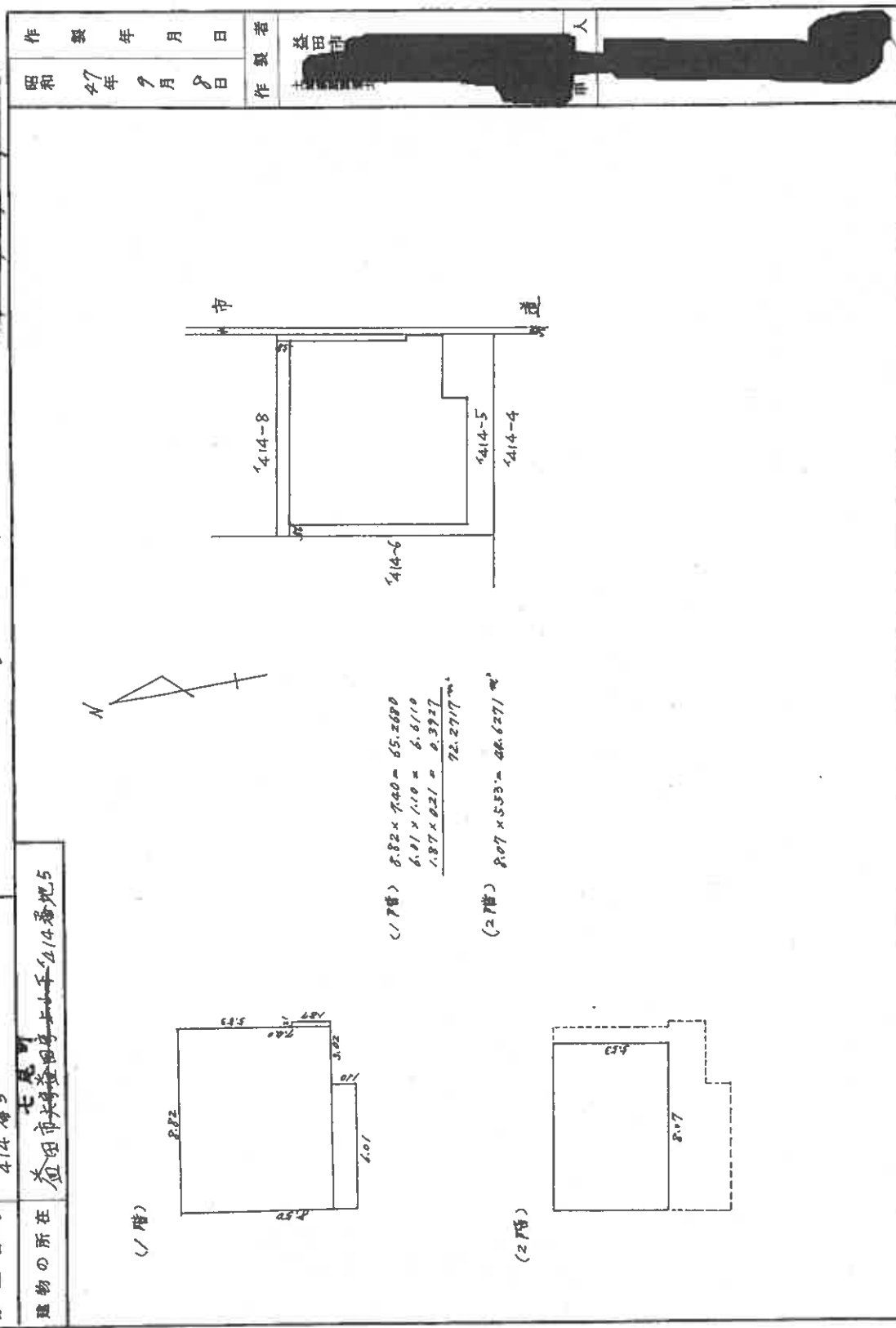
縮小約70%
(A3→A4に縮小)

請求番号：3-3

0373103

家屋番号	1414番5
建物の所在	益田市大字益田町字上平1414番地5

建築物図面
建物図面
各階平面図
(S)H47年9月29日登記



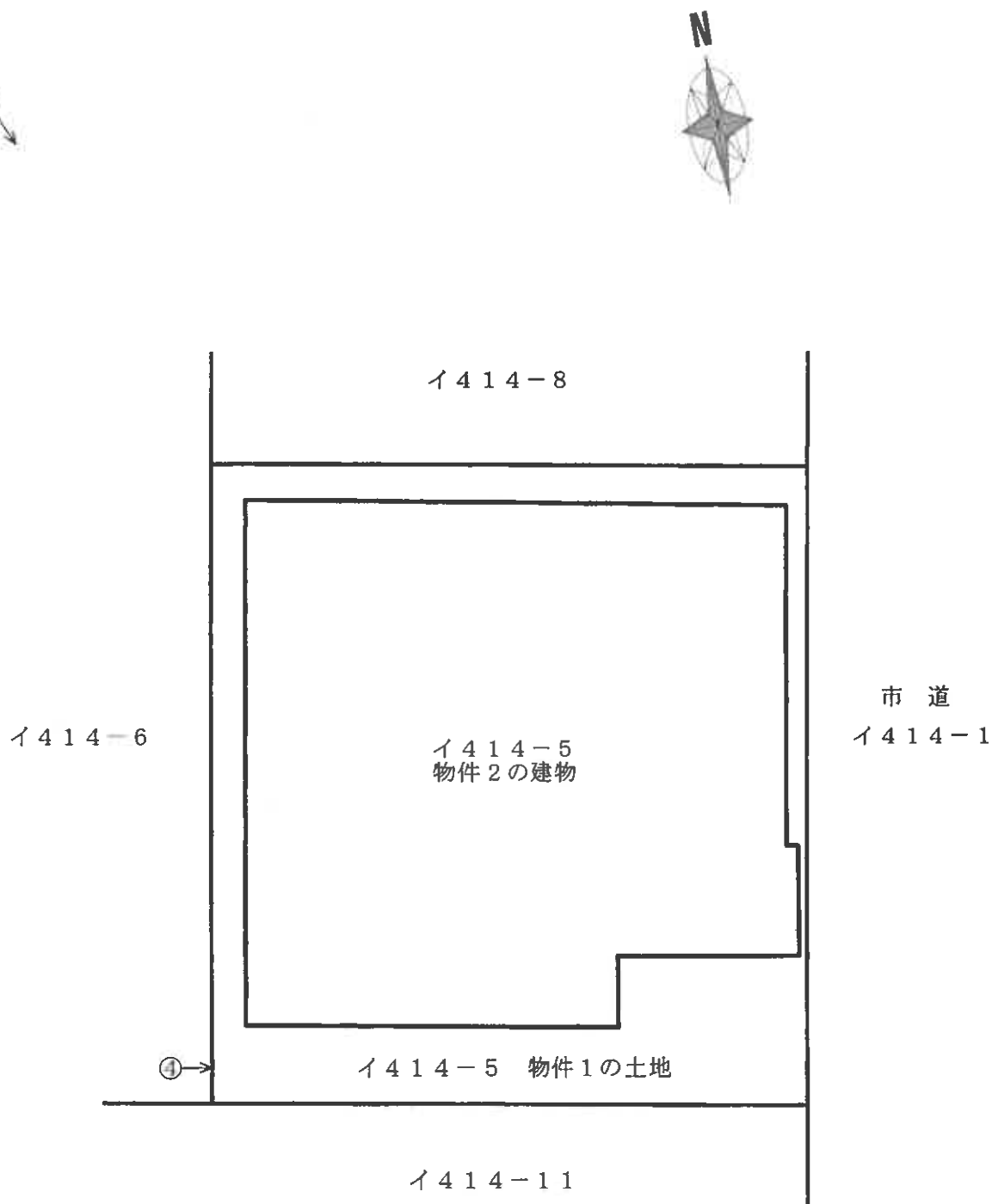
縮尺 1/200

(島根県土地家屋調査士会々員用紙)

(松江地方方法務局届出)

土地建物位置関係図（見取図）

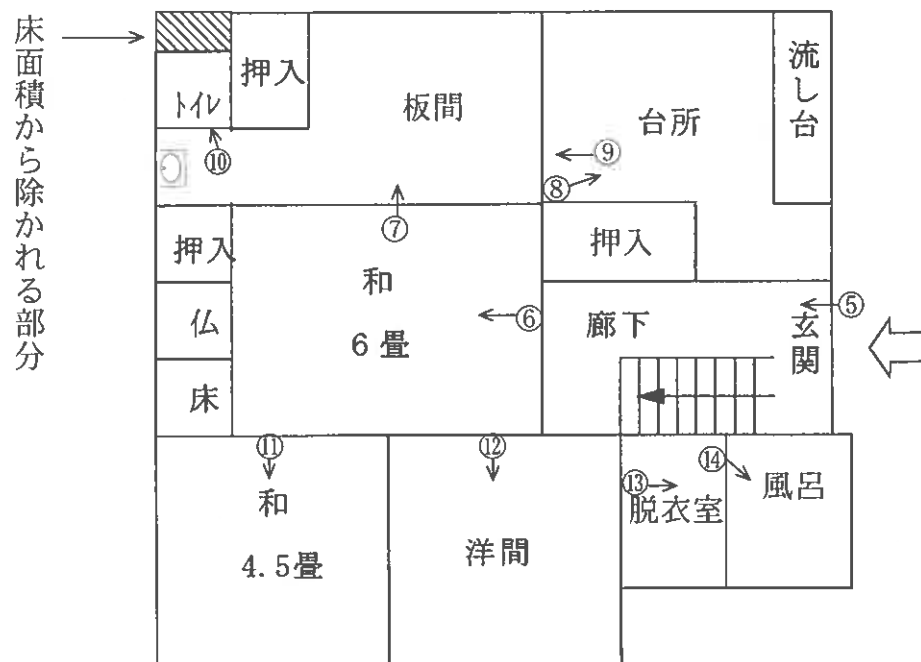
本図は簡易な見取図であり、詳細な形状、配置等を表す図面ではありません。



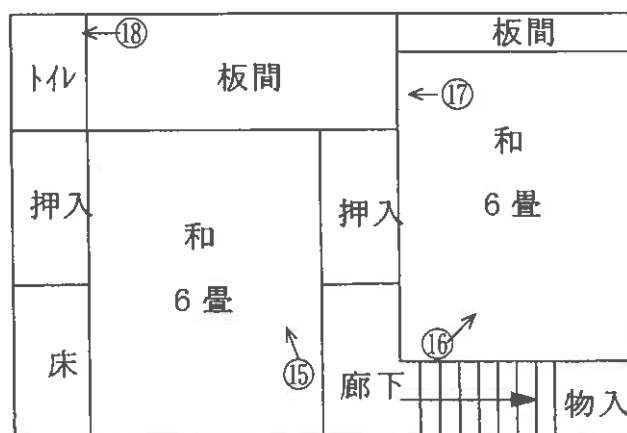
建 物 間 取 図(見取図)

本図は簡易な見取図であり、詳細な形状、配置等を表す図面ではありません。

(1 階)



(2 階)



○=写真番号, 撮影位置

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



写真13



写真14



写真15

天井が変色し、矢印
部分は落ちかけてい
る。



写真16

畳が変色している(矢印部分)。
天井に雨漏りは確認できなかった。
窓から雨が入ったのかもしれない。



写真17



写真18



令和7年（ケ）第1号

令和7年4月25日 現地調査

令和7年5月7日 評 価

競第 508号

松江地方裁判所浜田支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

大畑 裕 治

印

第1 評価額

一括価格	
金 1,210,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 480,000円
物件2(建物)	金 730,000円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- ②内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 地 積	益田市七尾町 イ414番5 宅地 105.12㎡	同左
2	所 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	益田市七尾町イ414番地5 イ414番5 居宅 木造瓦葺2階建 1階 72.27㎡ 2階 44.62㎡	同左
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	JR山陰本線「益田」駅の南東方・道路距離約2.6km 最寄バス停「水源地前」の北東方約200m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	戸建住宅を中心とする既成住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種住居地域 60% 200% — 土砂災害警戒区域
画 地 条 件	地積 形状 間口奥行 地勢	105.12㎡ 長方形 間口約11m、奥行約9.8m 平坦地
接面道路の状況	道路種類: 高低差: 接面関係:	東側幅員約5.5m舗装市道(堀川住吉線) 等高 中間画地
土地の利用状況等	現状は物件2の建物の敷地となっている。 隣地は住宅等 発令外建物: ない	
供給処理施設	上水道 ガス配管 下水道	: あり : なし(プロパン) : なし(汲み取り) (注)供給処理施設における「あり」とは前面道路に本管があり、かつ敷地内まで引き込まれている状態であることをいう。「なし」とはそれ以外の場合をいう。
特 記 事 項	1. 益田市教育委員会によると、周知の埋蔵文化財包蔵地(中世七尾城下町遺跡)に指定されている。 2. 島根県益田保健所への聴聞によると、水質汚濁防止法に係る有害物質使用特定施設に該当しないとの回答を得たが、土壌汚染について詳細な調査未了のため、買主負担で別途専門家による調査が必要となる場合があることに留意すること。	

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分	主である建物
建 築 時 期 及び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載): 昭和46年12月20日 新築 経過年数: 53 年 経済的残存耐用年数 : 1 年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 瓦葺 外 壁 : 吹付材・鉄板等 内 壁 : 吹付材・シート貼等 天 井 : ボード張等 床 : 板・畳等
床面積(現況)	1階: 72.27㎡ 2階: 44.62㎡ 延床面積: 116.89㎡
現 況 用 途 等	現況用途 : 居宅 間取り : 現況調査報告書添付の「建物間取図」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	1. 実際使用建ぺい率約68.8%で指定建ぺい率60%を超えている。 $\text{建築面積}72.27\text{㎡} \div \text{敷地面積}105.12\text{㎡} \div 68.8\%$ 2. 益田市建築課への聴聞によると、昭和46年以前の建築計画概要書が保存されておらず、物件2建物の建築確認申請の有無、当該建物の建築確認番号及び検査済番号の確認ができない。ただし建築当時の指定建ぺい率も60%であることを考慮すると、当該建物は建ぺい率オーバーの違反建築物の可能性は否定できないとの回答を得た。 3. 室内に動産等が多く放置されている。 4. 1階の床の撓み及び2階の天井・床に雨漏り跡が複数認められる。 5. 建物間取図と各階平面図を比較すると1階トイレ部分の形状が異なるが、建物外周部は各階平面図と同じ形状となっている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	25,500	1.01	105.12	0.90	2,440,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

公示価格等からの規準価格を参考に周辺取引事例等を検討のうえ標準画地価格を査定。

公示地 益田-2

公示価格等 a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格 $a \times b \times c \times d \div \text{ア}$
30,700円/㎡	$\frac{98}{100}$	$\frac{100}{101}$	$\frac{100}{117}$	25,500円/㎡

◇時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正: 方位+1

◇地域格差: 交通、環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差:

物件	1
方位	1.01
相乗積	1.01

ウ 地積: 登記数量による。

エ 建付減価: 建物と敷地との適応の状態、建物の老朽化の程度等を総合的に考慮した。

② 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	160,000	116.89	0.05	940,000

ウ 現価率:

$$\text{現価率} = [\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数})] \times (100\% - \text{観察減価})$$

物件	経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b	残価率	観察減価	現価率
2	53 年	1 年	54 年	5 %	30 %	0.05

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	2,440,000	0.45	法定地上権	1,100,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権(割合45%)と判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算(円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,440,000	- 1,100,000		0.60	0.60	480,000
2	940,000	+ 1,100,000	1.00	0.60	0.60	730,000
一括価格(合計)						1,210,000

ウ 占有減価修正： ない

エ 市場性修正： 対象建物が違反建築物の可能性があること及び家具等多数の残置物があること等による市場性の減退が認められる。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量した。

第6 参考価格資料

1 公示地 益田ー2

所 在:益田市幸町口1913番2

価 格:30,700円/㎡

位 置:益田駅 1.6km

価格時点:令和7年1月1日

地 積:411㎡

供給処理施設:水道

接面道路:東12m市道

用途指定等:非線引都市計画区域・第1種住居地域(60/200)

地域の概要:事業所、共同住宅、普通住宅が混在する住宅地域

2 固定資産税評価額(令和7年度)

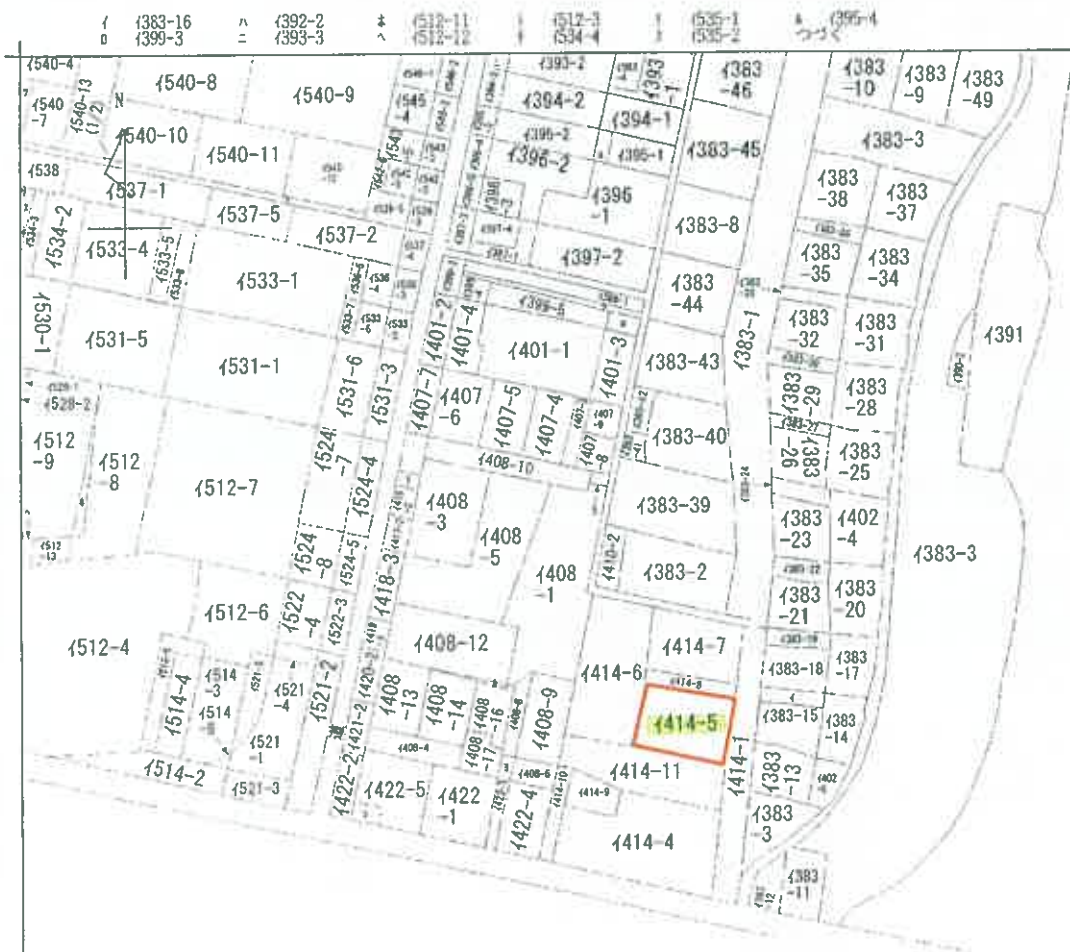
物件1	1,821,729 円	(1㎡当たり	17,330 円)
	課税面積	105.12 ㎡	
物件2	1,225,867 円	(1㎡当たり	9,809 円)
	課税面積	124.97 ㎡	

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図(縮尺1/25,000)
- 2 公図写し(法務局備付)
- 3 地積測量図写し(法務局備付)
- 4 建物図面写し(法務局備付)

以上



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部	所 在					地 番				
	益田市七尾町					1414番5				
出 力 縮	縮尺不明	精 度 区 分		座 標 系 又 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 項 事		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(松江地方法務局益田支局管轄)

令和7年4月22日

松江地方法務局

請求番号: 3-1

(1/2)

登記官

高島尚司

A3をA4に縮小

登記年月日：昭和43年1月29日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(松江地方事務所益田支局管轄)
令和7年4月22日 松江地方事務所

前	1414-1	後	1414-1	新	1414-1
地	番	1414-4	1414-4	1414-4	1414-4
土地の所在	益田町益田町上山下				

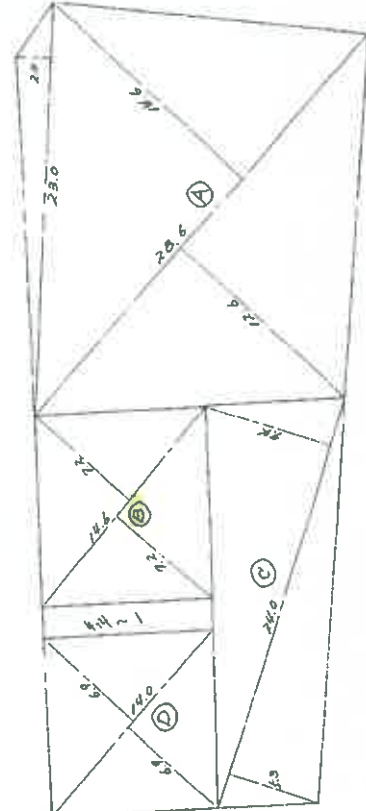
0103110

地積測量図

昭和43年1月29日登記

昭和43年1月29日	製作年月日
43年1月29日	製作者
	申請人

昭和60年6月24日44-4-4 < 44-4-4 > 面積
44-4-4-10



④ 44-4-4の求積

$$\begin{aligned} 23.0 \times 2.0 &= 46.00 \\ 28.6 \times 14.6 &= 417.56 \\ 28.6 \times 12.6 &= 360.36 \end{aligned}$$

$$823.92$$

$$\frac{823.92}{2} = 411.96$$

③ 44-4-5の求積

$$14.6 \times (7.2 + 7.2) = 210.24$$

$$\frac{210.24}{2} = 105.12$$

⑤ 44-4-7の求積

$$14.0 \times (6.9 + 6.9) = 193.20$$

$$\frac{193.20}{2} = 96.60$$

⑥ 44-4-6の求積

$$24.0 \times (5.3 + 7.4) = 304.80$$

$$\frac{304.80}{2} = 152.40$$

能尺	1	300
----	---	-----

登記年月日：昭和47年9月29日

公用

令和7年4月22日

(松江地方支局益田支局管轄)

松江地方支局

登記官

高島尚司

請求番号：3-3

0373103

家屋番号	1414番5
建物の所在	益田市大字益田町上平14番地5

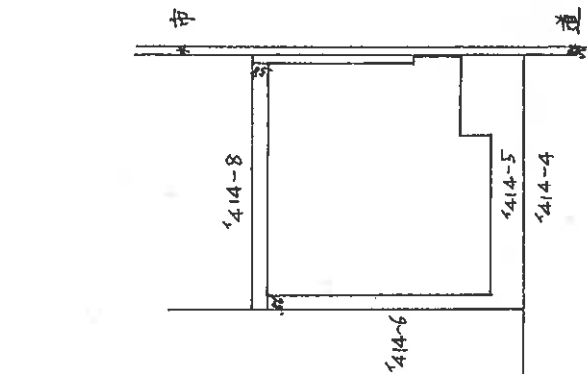
建物図面

建物図面
各階平面図

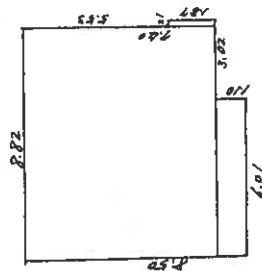
昭和47年9月29日登記

作製年月日	作製者	申請人
昭和47年9月8日		

(松江地方支局届出)



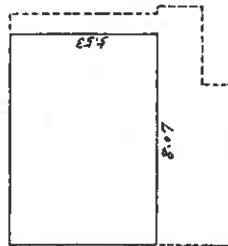
(1階)



$$\begin{aligned} <1階> \quad 8.82 \times 5.53 = 48.7656 \\ & \quad 6.91 \times 1.10 = 7.6010 \\ & \quad 1.87 \times 0.21 = 0.3927 \\ & \quad \hline & \quad 56.7593 \end{aligned}$$

$$<2階> \quad 8.07 \times 5.53 = 44.6271 \text{ m}^2$$

(2階)



縮尺 1/200

(鳥取県土地家屋調査士会々員用紙)

A3をA4に縮小